

# 旭川市廃棄物処分場の放流水自主基準値見直しについて

## 自主基準値を設定した背景と目的

旭川市廃棄物処分場の建設時には、建設差し止めを求める公害調停や建設工事禁止を求める仮処分の申し立てが行われました。この背景には、人口わずか360人余りの江丹別地域が、30年以上に渡り旭川市民のごみの受け皿となっていることへの不満、当時供用中の旭川市中園廃棄物最終処分場（以下「中園廃棄物最終処分場」という。）の維持管理、環境対策、情報公開等に対する不信感などがありました。

その後、旭川市はこれまでの処分場の維持管理が不適切であったことを陳謝し、長期に渡って、自然環境の保全、健康及び財産につき不安の念を与えたことに遺憾の意を表明するとともに、調停条項に基づき処分場の使用及び管理について調査検討を行う旭川市中園廃棄物最終処分場監視委員会を設置し、併せて現処分場の開設に伴い旭川市廃棄物処分場環境対策協議会を設置しました。

このような状況から、旭川市廃棄物処分場及び中園廃棄物最終処分場では、処分場から出てくる水（浸出水）を水処理施設で処理した後に江丹別川に放流する水（放流水）について国で定める基準値（法定基準）より厳しい自主基準値を設定し、それに従った維持管理を行っています。

## 中園廃棄物最終処分場における自主基準値見直し検討の経緯

平成27年度の監視機関会議において、自主基準値見直しの検討について提言を受けたことにより、市としても自主基準値見直しの検討を進めることとし、江丹別・嵐山両地区市民委員会役員会にこれまでの経緯を説明し、検討を進めることについて了承を得ました。

その後、平成28年度には、自主基準値見直しを行った場合、河川にどのような影響があるのか把握するため生活環境影響調査を行い、その結果を基に平成29年度には江丹別・嵐山両地区で住民説明会を開催しました。また、平成30年7月14日には学識経験者による住民説明会を開催しました。

（当時の放流水自主基準値と法定基準値）

	単位	旭川市廃棄物 処分場 自主基準値	中園廃棄物 最終処分場 自主基準値	法定基準値
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	20	20	60
化学的酸素要求量(COD)	mg/l	30	なし	なし
浮遊物質(SS)	mg/l	10	10	60
窒素含有量	mg/l	10	なし	なし

（裏面につづく）

江丹別・嵐山両地区市民委員会役員会や住民説明会において、住民の方々からいただいた意見をもとに、旭川市廃棄物処分場及び中園廃棄物最終処分場の放流水自主基準値見直し案をまとめました。

その後、平成31年3月に江丹別・嵐山両地区市民委員会会長から中園廃棄物最終処分場における自主基準値見直しの承諾を得ました。

	単位	現在の基準値 (自主基準値)	見直し後の基準値	法定基準値
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	20	60	60
浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	10	60	60

旭川市廃棄物処分場については、中園の状況を確認しつつ、引き続き調査・検討を行っていくこととしました。

## 法定基準値の概要

### 法定基準等

水環境に関係する基準には河川等の公共用水域に適用する環境基準と公共用水域に排出される工場排水等に適用する排水基準があります。

環境基準は、河川水を利用する水道水や農業用水に障害を与えないように利用目的に応じて基準値が設定されています。

排水基準は、環境基準を守るために基準値が設定され、河川等に排出された場合約10倍程度に希釈されることを想定し、環境基準値の10倍程度に設定されています。

測定項目には、それぞれ人の健康の保護に関する健康項目（有害物質等）と、生活環境の保全に関する生活環境項目があります。

生活環境項目は、水を利用するときに障害や不快感を与えたり、水生生物の生息に影響を与えないよう水の汚れに関する項目が設定されており、自主基準値を設定しているBOD、COD、SS、窒素含有量は生活環境項目になります。

## 自主基準項目について

自主基準値は、すべて生活環境項目（有害物質ではない）

BOD：微生物が有機物を分解する際に消費する酸素量。水が汚れているほど大きい。

（牛乳 80,000mg/L、ビール 83,300mg/L、米のとぎ汁 12,000mg/L）

COD：BODが微生物による分解であるのに対し、化学的に酸化するのに必要な酸素量。

SS：水中に浮遊している物質の量。水の濁りの指標。

CODは、処理水を海域に放流するときに、BODに代わって基準とする。

窒素含有量は、富栄養化のおそれがある水域に放流する際に基準とする。